

クリーニング業法施行条例（案）概要

1 目的

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）の一部改正により、クリーニング所営業者の講ずべき衛生措置に関する基準等について区の条例で定める必要がある。

2 内容

クリーニング所営業者が講ずべき必要な措置は、次のとおりとする。

クリーニング所内の換気、採光、照明

洗濯物の受け取り、引渡し及び運搬の際の取扱い

作業場、格納容器の随時消毒

霧吹き作業の噴霧器使用

伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれがあり、消毒を要する洗濯物の取扱い

食品等の営業施設その他相互に汚染する可能性のある営業施設と同一施設内にクリーニング所を設ける場合の区画

ドライクリーニング溶剤使用の場合の措置

3 施行期日

平成24年4月1日